

沖縄県農林水産部公告農森第1号

「やんばるの豊かな森林資源を活かした森林業構築事業」に関する企画提案募集について

次のとおり企画提案書を募集するので公告します。

平成23年5月27日

沖縄県知事 仲井 眞 弘



1 業務概要

- (1) 業務名 やんばるの豊かな森林資源を活かした森林業構築事業
- (2) 業務内容
 - ア 森林資源管理情報の整備及び機能に応じた利用区分の検討
 - イ 環境保全型自然体験活動の推進に関する調査、検討
 - ウ 環境調和型森林造成・森林施業の推進に関する調査、検討
 - エ 検討委員会、専門部会の運営及び開催
- (3) 事業期間 契約締結日の翌日から平成24年3月26日まで
- (4) 調査対象地域 やんばる地域（国頭村、大宜味村、東村）

2 参加資格要件

企画提案書の提出者は、次に掲げる資格を全て満たしている企業により構成される共同企業体であること。

- (1) 当該業務に参加を希望する者に必要な資格は、次のとおりである。
 - ア 沖縄県の「平成23・24年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録業者名簿」に登録され、業種区分が調査業務、登録業種が環境関係に登録されていること。
 - イ 平成13年4月1日から平成23年3月31日の間において、同種又は類似業務の実績があること。（同種又は類似業務の定義は、企画等提案書の作成説明書に明記する。）
 - ウ 技術士法に基づく技術士（環境部門又は森林部門）の資格を有する者で、過去において対象業務の同種または類似業務の実績を有する者を管理技術者として配置できること。
 - エ 沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要綱（準用）に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を対象業務の企画等提案書提出意思表示書の提出期限日から開札の日までの間に受けていないこと。
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
 - カ 開札の日以前6ヶ月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
 - キ 開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされたものでないこと。
 - ク 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - ケ 共同企業体（JV）の構成は、1業者以上が沖縄県内に本店を設置している法人であること。

(2) 共同体の結成にあたっての要件

ア 2業者の共同企業体とする。

イ 自主結成方式とする。

エ 本業務の共同企業体の構成員は、本業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

オ 共同企業体の代表者は構成員のうち最大の業務能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

カ 構成員のうち最小の出資者の出資比率は、30パーセント以上でなければならない。

キ 当該業務について、共同企業体としての参加資格の認定を受けなければならない。

ク 共同企業体の保有する技術者数

技術士については、環境部門、森林部門のいずれかの部門において1人以上。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県農林水産部森林緑地課企画調整班（県庁行政棟9階）

電話番号098-866-2295

4 参加資格審査申請書の提出等

当該業務の参加希望者は、2に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に従いやんばるの豊かな森林資源を活かした森林業構築事業共同企業体取扱方針第9条の規定に基づく資格審査申請書及び関係書類（以下「資格確認資料」という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

当該資格の確認は、資格確認資料提出期限の最終日をもって行う。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、参加することができない。

ア 提出場所 沖縄県農林水産部森林緑地課企画調整班（県庁行政棟9階）所在地3に同じ

イ 提出期間 平成23年5月30日（月）から平23年6月3日（金）まで（ただし県の休日を除く）の午前9時から午後5時まで。

ウ 提出方法 提出場所に直接持参又は郵送すること（ただし、郵送による場合は、平成23年6月3日（金）午後4時までに必着するよう配達証明付きの書留郵便とすること）

エ 提出部数 1部

5 事業説明会

開催日時：平成23年6月1日（水）15：30～

開催場所：県庁5階第1会議室

6 企画提案書提出意思表示書等の提出

(1) 提出場所 4に同じ

(2) 提出期間 4に同じ

(3) 提出方法 4に同じ

(4) 提出部数 4に同じ

7 企画等提案書提出者の参加要件の確認

- (1) 提出資料を審査し、企画等提案書提出者として参加要件を確認し通知する。
- (2) 本業務の企画等提案書を提出できるのは、企画等提案書提出選定通知を受けたものに限る。

8 企画等提案書の提出

- (1) 提出場所 4に同じ
- (2) 提出期間 平成23年6月6日(月)から平成23年6月17日(金)まで(ただし県の休日を除く)の午前9時から午後5時まで。
- (3) 提出方法 4に同じ
- (4) 提出部数 正1部、副4部
- (5) その他 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

9 公告の内容に対する質問及び回答

- (1) 本業務に参加を希望する者は、公告の内容について、質問をすることができる。
- (2) 前項の質問は、平成23年6月3日(金)まで(休日を除く)に、書面又は電子メールのいずれかの方法で、沖縄県農林水産部森林緑地課企画調整班に提出しなければならない。
- (3) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に、質問のあった者に対しては直接書面または電子メールで回答する。

なお、質問及び回答の閲覧場所は、沖縄県農林水産部森林緑地課とし、閲覧期間は、回答の翌日から企画等提案書の提出期限までとする。

10 その他

- (1) 契約締結時期は、平成23年7月上旬を予定している。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 ; 日本語及び日本通貨
- (3) 契約保証金 : 沖縄県財務規則第101条の定めるところによる。
- (4) 提出された資格確認資料等は返却しない。ただし、公表または無断で使用することはない。
- (5) その他、やんばるの豊かな森林資源を活かした森林業構築事業共同企業体取扱方針による。
- (6) 詳細は、企画等提案書の作成説明書による。